

公布された規則のあらまし

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則（規則第七七号）

- 1 再生可能エネルギー発電設備の設置を目的とするための土地及びその従物の貸付けについて、その貸付期間の上限を二〇年とすることとした。（第二五条関係）

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。